

# 企画競争説明書

## (QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：ウズベキスタン国畜産バリューチェーン強化事業調査 (QCBS - ランプサム型)

調達管理番号：23a00862

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年2月7日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2024年2月7日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ウズベキスタン国畜産バリューチェーン強化事業調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年4月 ～ 2024年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

## 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp](mailto:Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 2月 13日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 2月 22日 12時
3	質問への回答 2月15日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年 2月 20日 12時
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2024年 2月 28日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年 3月 5日 12時
7	プレゼンテーション	2024年 3月 8日 14時～16時
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年 3月 18日 11時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

## 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者  
とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に  
規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認す  
ることがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成  
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社  
の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は  
認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公  
示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積  
書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください  
（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022  
年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日  
版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4  
月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」に  
ついては、プロポーザル提出辞退もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時  
に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛  
CC：担当メールアドレス

### 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### (2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

#### 1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

#### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

#### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。



なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 11. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

#### 1. 企画・提案に関する留意点

- 不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限までの質問・回答にて明確にします。
  - プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
  - 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
  - プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
  - 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
    - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
    - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
    - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
  - 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資

料を参照してください。

## 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	本事業の背景や必要性を整理するために必要な調査項目、サンプル数	第4条(3)①
2	他の援助機関の事業との差別化及び相乗効果発現の方策もしくは同方策具体化のための方針	第4条(3)①イ)
3	本事業と気候変動との関連性の分析にかかる方針	第4条(7)
4	技術支援内容及び本邦技術の活用にかかる検討方針	第4条(10)及び(12)
5	事業実施計画策定の方針	第4条(10)及び(11)

### 【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

#### 第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するにあたっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

#### 第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

#### 第3条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- 相手国政府・実施機関への調査説明に係る議事録は、5営業日以内に発注者に提出するとともに、原則としてファイナル・レポートに添付すること。
- 将来的に円借款検討資料として扱われるという位置づけを踏まえ、調達予定機材等リスト、事業費積算根拠、運用・効果指標に関するデータを作成する際、同データが事業の実現可能性を検討する際に参照しやすいものとなるよう、十分な説明、客観性、合理性等を備えた見やすいものとする。

## (2) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

### ① 公開資料

- JICA 不正腐敗防止ガイダンス
- 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）（以下「調達ガイドライン」という。）
- 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023年10月）（以下「調達ガイドライン」という。）
- 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月）
- コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）（以下「気候変動対策ツール」という。）

- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）（以下「気候変動対策ツール」という。）
- JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）<sup>2</sup>（2021年2月版）（以下「JSSS」という。）

② 配布資料（業務開始時配布）

円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準、様式

- 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）
- IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017年9月）<sup>3</sup>及び算出の手引き（2019年12月）（配布資料）（以下「IRR マニュアル」という。）
- コンサルティング・サービスの TOR（配布資料）
- リスク管理シート
- 事業費の積算関連資料<sup>3</sup>
- コスト縮減検討関連資料
- 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2023年5月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

（3） 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。

- ① 適用される技術基準
- ② 調達計画事業費
- ③ 事業実施スケジュール
- ④ 事業実施体制
- ⑤ 運営・維持管理体制
- ⑥ 運用・効果指標
- ⑦ 内部収益率（IRR）
- ⑧ 環境社会配慮

（4） 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困

---

<sup>3</sup> Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）

難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。

➤ 打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成して発注者の確認を取ること。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

➤ 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。

➤ ウズベキスタンでは、「園芸作物バリューチェーン強化事業」及び「園芸作物バリューチェーン強化事業（フェーズ2）」において本事業と同じ農業分野のツーステップローンを行なっている。同事業形成に際して行われた「園芸作物バリューチェーン強化事業準備調査」（2019年）は同国の農業、金融セクターに対する調査を実施している。かかる先行調査・既存事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。

➤ その他の先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。

① 「ウズベキスタン投資ガイドブックの作成及び投資促進活動の能力強化に係る情報収集・確認調査」（2022年）

② 「開発途上国における獣医学教育に係る情報収集・確認調査（大学教育／卒後教育）」（2022年）

➤ また、別紙1に記載のとおり、世界銀行、アジア開発銀行、フランス開発庁、国際農業開発機関などの他の援助機関が畜産分野における協力を展開している。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

本業務における自然条件調査、社会条件調査、事業実施スケジュール、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。

別紙1のとおり。

➤ ただし、ウズベキスタン政府は、本事業において、以下の地域を重点地域として取り扱うことを希望している。本業務を通じて、これら地域が重点地域として妥当かどうか、重点地域を設定すべきかどうか、他の援助機関の事業状況もふまえ検討を行うこと。全土を対象地域として設定した上で重点地域を設ける、特定地域のみを対象地域とするなど、様々な事業対象地域の設定が考えられるため、これをふまえた調査を行うこと。

① ホラズム州

② ブハラ州

③ ナボイ州

④ カラカルパクスタン自治共和国

(7) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の点に留意する。

- 本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討すること。
- 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告すること。
- 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。
- 本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
- 発注者の中小企業・SDGs ビジネス支援事業について、過去の採択事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性を検討すること。

本事業は、円借款事業において本邦技術活用条件（STEP）の適用を想定している。

- 本事業の一環である技術協力支援（コンサルティング・サービス）で組み込む技術内容を検討する際には、本体事業の事業効果を高めるとともに、日本による協力の付加価値を出すため、本邦技術に技術的優位性のある分野かどうかといった観点も重要視して、明確化する

(8) 環境社会配慮

- 本業務においては、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められる相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きや基準等、大きな乖離がないことの検証が求められる。

本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる●●セクターに該当するため、カテゴリ A に分類されている。

本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大

でないと判断されるため、カテゴリ B に分類されている。

- 本事業は、JICA 環境社会ガイドライン上、融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため、カテゴリ FI に分類されている。
- 本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため、カテゴリ C に分類されている。
- 本業務における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下のとおり。
- ① 用地取得・住民移転は発生しない予定であり、現時点で具体的な影響は特定されていないが、サブプロジェクトの内容に応じ、望ましくない影響の有無と影響が回避できない場合の回避・緩和策等について本業務で詳細を調査すること。

(9) Information and Communication Technology (ICT) ・デジタル技術の活用

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下の点に留意する。
- 公共サービスの効率的・効果的な提供等の観点から、ICT ・デジタル技術の活用可能性について、他国や相手国他事業の事例について情報収集を行い、事業対象地における実施可能性を検討すること。
- 従来手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に提案すること。

(10) 迅速化に向けた検討

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 相手国側の迅速化への要望に応えるため、本業務及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること。

(11) 発注者の既存事業等との連携可能性の検討

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下の点に留意する。
- 本事業の効果的な実施のため、発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。
- 想定する既往事業を以下に記載する。
- ① ウズベキスタン国別研修「人獣共通感染症および食料安全保障を脅かす家畜感染症の対策に資する獣医サービスの改善」（2023 年度終了、3 年間の後継案件



を予定)

(12) 相手国関係機関の調整

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の点に留意する。

- 実施機関に加え、実施機関を所掌する農業省も交え調査及び事業の進め方における整理を図ることも想定される。
- ツーステップローンの資金フローや金利設定など、要すれば経済財務省も交えて協議を行う。

(13) 気候変動対策に資する計画の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の点に留意する。

- パリ協定に基づき、対象国は「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)を策定している。開発と気候変動対策の統合的实施を推進する観点から、本事業においても気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。そのため、事業計画にあたっては以下の検討を行う。
  - ◇ 畜産における温室効果ガス（以下「GHG」） 排出量の最小化
  - ◇ 省エネルギー効果のある機器や GHG 排出量の削減に資するコンポーネントの組み込み
- 他開発パートナーが実施している畜産セクター振興のための事業において、気候変動緩和の観点で収集している成果指標データの取得方法やモニタリングの仕組みについて情報を収集する。
- 本事業を通じた GHG 排出量の削減に係る試算を実施する。

(14) カウンターパート（以下「C/P」）のオーナーシップの確保並びに C/P 間の連携

- 持続発展性の観点から、本業務の実施プロセスにおいて C/P の能力および知識を向上させることが重要である。このため、受注者は全ての活動において、C/P の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれを活用していくことを後押しするプロセスとなるよう十分意識・工夫する。加えて、C/P が調査状況や課題を発表する機会（意見交換会・セミナー等）を設け、C/P 内での理解促進を図る。

(15) 「畜産」の範囲

- ウズベキスタン「2022年～2026年畜産戦略」において、畜産分野の対象は、蜂・鶏・牛・羊・山羊となっており、ウズベキスタン政府は本事業においてこれら全てを対象とすることを想定している。このため、本業務でもこれら全てを調査対象とする。ただし、最終的に全てを本事業の対象とするべきかどうかは、本事業の目的（産業開発、雇用創出、貧困削減、食料安全保障、気候変動対策）との整合性や、先方政府の意向をふまえ、提案すること。

#### （16） 借款事業のアプローチ

- 本事業は産業開発、雇用創出、貧困削減、食料安全保障、気候変動対策という複数の効果につながりうる事業であるが、サブローンのエンドユーザーや融資条件等の設定により、開発効果の重点が変わることから、どの開発効果を重視した場合にどのようなエンドユーザー設定・融資条件になるのか、他国を含む国内外の類似の事例を調査し例示した上で、エンドユーザーや供与条件等の設定方法について、資金需要の見積もりとともにいくつかのパターンを提示すること。

#### （17） 短期資金・運転資金融資の検討

- 一般的にツーステップローン事業では、畜産農家・農業関連企業の運転資金のための短期資金ではなく、畜産・農村の中長期的な発展を支援する観点から、農業機械やアグリビジネス等の設備投資にかかる中長期資金を対象とすることが想定される。他方、調査を通じて、短期融資（例えば設備投資による生産拡大に伴う運転資金所要額の増加等）についても、畜産・農村開発・経済成長促進等の観点から支援の意義がある場合は、他の事例等を踏まえて具体的な資金需要の見積もりと共に提言すること。

#### （18） 資金需要及び政策金融としての意義の確認

- サブローンのエンドユーザー、融資条件、融資対象機材、仲介金融機関候補、短期資金・運転資金融資などを検討したうえで、資金需要を確認する。また、本事業は政策金融であることから、通常の商業金融の条件では政策目的を達成が難しいことであることを確認する。

#### （19） 本邦企業を含む民間企業の動向

- 本事業で対象としている畜産バリューチェーンの全体像を把握するためには、民間企業の動向も把握する必要がある。そのため、首都タシケント及び地方都市における民間企業の活動状況及び農業・畜産関連分野に参入している外資系

企業（本邦企業を含む）の動向についても情報収集を行う。そのうえで、本事業において、エンドユーザーと民間企業とのマッチングやビジネスプロモーションを通じた畜産振興の有効性の確認及び具体的な取り組み策を検討する（ウズベキスタン日本人材開発センターや日本貿易振興機構等との連携を含む）。あわせて、本邦企業の事業参入促進に係る検討も実施する。

#### （20）他の援助機関の先行事業の教訓活用と連携・協調

- 上述のとおり、世界銀行及びアジア開発銀行といった複数の援助機関が既にウズベキスタンにおいて畜産セクターで事業を行っている。このため、本事業形成にあたっては、先行事業の概要を整理し、レポート等で提示した上で、教訓を適切に考慮すること。
- また、ウズベキスタン政府の畜産セクターにおける重点分野について、他援助機関がカバーできていない資金量や用途を定量的にも分析し、本事業の形成に活用すること。
- 既存のプラットフォーム（世界銀行が開催する畜産分野の会合）も有効活用しながら、本調査の過程で各機関と事業内容及び今後の戦略等について意見交換を行い、発注者及び JICA ウズベキスタン事務所と共有の上、効果的な連携や本事業の付加価値について検討を行うこと。

#### （21）ウズベキスタン政府が自ら行う F/S との整合性

- ウズベキスタンでは、ツーステップローンプロジェクトを実施する際、クレジットラインが総事業費の 80%を下回る場合、国内法に基づいてウズベキスタン政府が自ら F/S（以下、「国内 F/S」）を実施する必要がある。これに関し、本事業はツーステップローンと併せた技術協力支援も検討しているところ、クレジットラインを 80%以下に設定することが妥当であると考えられる場合、国内 F/S の実施時期、実施主体、調査内容、積算方法等を確認し、必要に応じて本調査内でも必要情報の収集を行い、本調査が円滑に行われるよう調整すること。

### 第4条 業務の内容

#### （1）業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査等における課題や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップ

し、全体業務計画に反映する。

- ② 業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、発注者に提出して承諾を得る。

## (2) インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

## (3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。その際、情報収集に使用した資料の出典を漏れなく整理し、提示すること<sup>4</sup>。

### ▶ 当該セクターの状況・課題

#### ア) 畜産セクターの概況

- (a) 畜産セクターの GDP と内訳、ウズベキスタン全体の GDP に占める割合、GDP 成長率
- (b) 畜産セクターの従事者数・構成（規模・分野別等）、所得水準
- (c) 畜産セクターの生産性（労働時間／人当たり生産量／付加価値、家畜一頭当たり生産量／付加価値など）（他国や他産業との比較含む）
- (d) 家畜衛生の状況、家畜伝染病の発生・被害状況
- (e) 地域別の特徴（家畜の種類、頭数、従事者数、国外季節労働者の従事割合、生産量、生産性、平均所得など）
- (f) 畜産セクターにかかる政府予算規模（経常経費、政策経費）
- (g) 世界的な畜産セクター振興の潮流と比較した場合の特徴

#### イ) 他の援助機関の協力の把握

以下をはじめとする他の援助機関の類似案件をレビューし、差別化及び相乗効果発現の方策を検討する。

##### (a) 世界銀行（WB）

Livestock Sector Development Project 2017～2022

Second Livestock Sector Development Project (Phase2) 2023～2028

##### (b) アジア開発銀行（ADB）

Livestock Value Chain Development Project 2019～2025

Climate Resilient Livestock Development Project 2024～（計画中）

##### (c) フランス開発公社（AFD）

<sup>4</sup> 他に調査が必要と考えられる事項がある場合には、プロポーザルで提案すること。

Inclusive Financing and Intelligent Climate Development Project in the Livestock Sector 2021～2024

- (d) 国際農業開発機関（IFAD）  
Dairy Value Chains Development Project 2015～2023  
Dairy Value Chains Development Project II 2023～（計画中）
- (e) その他（ドイツ国際協力公社（GIZ）、韓国農業技術国際協力プログラム（KOPIA）等）

ウ) ソ連崩壊後から現在に至る政策及び主要課題の変遷の整理

以下の各期間に分け、畜産政策及び課題について分析を行う。

- (a) ソ連崩壊～カリモフ大統領政権まで
  - (i) 畜産営農指導体制
  - (ii) 畜産生産技術
  - (iii) 畜産加工技術
  - (iv) 飼料等の投入入手及び投入の質の確保
  - (v) 物流・販売網
- (b) ミルジヨエフ大統領政権～新型コロナウイルス感染症流行前  
上記(a)の項目に加え、自由化が進んだ農家経営面について特に分析する。
- (c) 新型コロナウイルス感染症流行中～ウクライナ戦争以前  
(b)の期間からの変化について、特に畜産品や各種投入の物流面での影響もふまえて分析する。
- (d) ウクライナ侵攻以後  
さらに地政学的な点からの影響についても分析する。

エ) 畜産セクターのバリューチェーン<sup>5</sup>概況

後述のオ)～ク)もふまえ、資機材等のサプライヤー、仲買人、市場関係者、小売業者にも聞き取りの上、整理する。

- (a) バリューチェーンの全体像と主要ステークホルダー<sup>6</sup>（畜産品別及び国内／海外市場向け別、ステークホルダー間の関係性など）
- (b) 畜産農家及び畜産関連企業の技術力、衛生管理能力、金融リテラシーなどの評価
- (c) 各段階における課題の概況

<sup>5</sup> 畜産分野のバリューチェーンとしては、生産（繁殖、肥育等）、加工（食肉処理、食品加工等）、流通・販売（輸出含む）、消費が想定される。対象とすべきその他プロセスについても必要に応じて提案し、調査すること。

<sup>6</sup> 畜産農家・生産企業、協同組合、資材業者、集荷・加工業者、市場関係者、販売業者（仲買、小売）、政府職員等が想定される。対象とすべきその他ステークホルダーについても必要に応じて提案し、調査すること。

(d) 上記に係る地域別の特徴

オ) 畜産農家の概況

(b) ~ (g) については、ウズベキスタン政府が重点地域としている 4 州／自治共和国を含め、調査対象とする農家の規模が偏らないよう留意した上で、30 農家<sup>7</sup>からヒアリングを行い、個別の農家の実態を把握する。

(a) 類型と定義（小規模農家（デフカン）、大規模農家（フェルメル）など）

(b) 基礎情報

(i) 類型、世帯構成（年齢、性別、続柄、学歴）

(ii) 主な収入源（農業及び畜産収入、農外収入（季節労働含む））、収入規模、収入取得時期など）

(iii) 経営体としての構成員（家族外労働力の有無など）

(iv) 農家組織（生産者協同組合など）への所属有無、組織の活動内容

(v) 農地の保有状況・利用形態

(c) 生産

(i) 飼育している家畜の種類、頭数

(ii) 飼育方法、衛生管理方法、飼料自給率、自給飼料の種類

(iii) 投入（薬品、飼料など）の種類・数、調達方法、購入価格

(iv) 資機材の種類・数、調達方法、購入／（リース）利用価格、維持管理状況

(iv) 生産量（過去 2 年程度の変動含む）

(v) 労働日数

(d) 加工・販売

(i) 取引業者、販売先（国内／輸出含む）、引き渡し場所・形態、輸送コスト負担有無、運搬方法

(ii) 販売価格、販売価格の設定方法、販売代金の受取方法（前払有無、現金／送金など）

(iii) 集団出荷の有無、取引業者・販売先開拓状況

(e) 経営状況

(i) 資金調達方法（補助金、金融機関、インフォーマルな組織など）

(ii) 入手／借入状況（金額、借入条件、年間及び過去 2 年程度の変動など）

(iii) 過去 5 年間の収支、貯蓄有無

(iv) 大規模クラスター企業との連携状況

<sup>7</sup> より適当と思われるサンプル数がある場合には、プロポーザルにて理由とともに提案すること。

- (f) 生産性向上にかかるニーズ・資金調達手段
  - (i) 生産性向上のニーズ（拡充希望内容）、生産性向上を行う上での課題
  - (ii) 上記生産性向上のための資金調達手段・調達先・選択理由
  - (iii) 追加資金調達を行う上での課題、金融機関への要望
- (g) 政府等からの支援状況
  - (i) 政府の技術普及サービスの状況・内容
  - (ii) 他援助機関や NGO 等からの支援

#### カ) 畜産関連企業の概況

ウズベキスタン政府が重点地域としている 4 州／自治共和国を含め、調査対象とする企業の分野や規模が偏らないよう留意した上で、15 企業<sup>8</sup>からヒアリングを行い、個別の企業の実態を把握する。

- (a) 基礎情報
  - (i) 設立年、沿革
  - (ii) 雇用人数
  - (iii) 事業概要
  - (iv) 保有する設備・機材等
- (b) 経営状況
  - (i) 年間売上高、売上総利益、営業利益
  - (ii) 資金調達方法（補助金、金融機関など）
  - (iii) 入手／借入状況（金額、借入条件）
- (c) 加工（事業概要に該当する場合）
  - (i) 原材料の調達先、調達方法、買取価格、支払方法（前払有無、現金／送金など）、輸送コスト負担有無、仲買人等の介在有無
  - (ii) 衛生管理
- (d) 販売・輸送
  - (i) 取引業者、販売先（国内／輸出含む）、輸送方法、輸送コスト負担有無、仲買人等の介在有無
  - (ii) 販売価格、販売価格の設定方法、販売代金の受取方法（前払有無、現金／送金など）
  - (iii) 輸送中の保冷状況
  - (iv) 取引業者・販売先（輸出先含む）開拓状況
- (e) 事業拡大・生産性向上にかかるニーズ・資金調達手段
  - (i) 事業拡大・生産性向上のニーズ（整備・購入を希望する設備・機材等）、

<sup>8</sup> より適当と思われるサンプル数がある場合には、プロポーザルにて理由とともに提案すること。

事業拡大・生産性向上を行う上での課題

(ii) 上記事業拡大・生産性向上のための資金調達手段・調達先・選択理由

(iii) 追加資金調達を行う上での課題、金融機関への要望

(f) 政府からの支援状況（クラスター化政策など）

キ) 家畜衛生対策・疾病管理及び獣医サービスにかかる現状

(a) 国際獣疫事務局（WOAH）によってこれまで実施された PVS（Performance of Veterinary Service）評価結果とそれを受けた改善状況

(b) 重要感染症の制御のための国家戦略、モニタリング

(c) 家畜衛生サーベイランス（感染症の発生探知、報告、診断、解析、対応の各段階を担う各アクターの機能と課題）・疾病管理体制（緊急対応、家畜の移動制限、国境検疫、ワクチネーション等）・中央検査室の設備と他の検査室とのネットワーク

(d) 重要感染症に対するワクチン製造および輸入状況と地方におけるワクチンや動物用医薬品の供給体制、取扱業者に対する指導体制

(e) 畜産現場における獣医サービスの提供形態と技術レベル

(f) 中央および地方の検査室や獣医事務所の検査インフラ（検体の移送、検査、データ共有）および疾病対策（ワクチネーション等）の必要機材リスト及び改修が必要な公共検査・研究施設（動物疾病診断・食品安全性センターなど）のリスト（金額含む）

(g) 機材等の適切な保守・運営に係る人材レベル

(h) 施設整備・機材の更新とメンテナンスにかかる予算確保のプロセス

(i) 乳・乳製品の加工施設の衛生管理に対する監視・指導体制、と畜場における食肉衛生検査の実施体制

ク) 畜産分野の専門人材育成と畜産技術開発・普及体制

(a) 畜産普及員、パラベット（Veterinary Para-Professional）の育成と免許・任命体制

(b) 獣医師の免許更新制度や卒後研修制度

(c) 公務員獣医師と民間獣医師の役割分担と人材確保状況

(d) 人工授精師の育成体制と人材確保状況

(e) 家畜の遺伝的改良のための凍結精液の生産・流通体制

(f) 飼料生産や草地管理、家畜の遺伝的改良等に関する技術開発体制

(g) 生産者に対する技術普及体制



ケ) 畜産分野における ICT・デジタル技術活用の現状

- (a) ICT・デジタル技術を用いた営農改善（飼料作物栽培部分も含む）や技術普及に向けた取り組みの現状及び今後の可能性を確認する。ウズベキスタン政府が定めた統一プラットフォームである“Veterinary Information System - VIS”の中で既に実施されているコンポーネントについての分析を行う。

コ) 食料安全保障の現状、食料安全保障強化に向けたボトルネック・リスクと本事業の貢献の可能性

(a) 品目別自給率

- (i) 品目別自給率（飼料、精子、種牛、乳・乳製品、生肉、加工品など）
- (ii) 品目別輸出入の状況（バリューチェーンの段階ごとの輸入元／輸出先）
- (iii) カロリー消費に占める主要畜産物の割合（家畜の種類ごと）
- (iv) 畜産分野の総合自給率（生産額ベース）

(b) 自給率を上げるためのボトルネック分析

- (i) バリューチェーンのプロセスごとのボトルネック（生産（飼料、品種、育種、肥育など）、屠畜・加工・流通（衛生管理など）、マーケティング・消費（消費者意識など）、設備・人材の観点も含む）
- (ii) 政府支援体制の観点からのボトルネック

(c) 食料安全保障上のリスク分析（ウクライナ侵攻等の影響含む）

- (i) パンデミックやウクライナ侵攻など複合的危機による食料の安全保障リスクの分析

(d) 想定できる食料安全保障強化への貢献シナリオ

サ) 産業振興及び貧困削減に向けたポテンシャル・ボトルネック、本事業を通じた貢献可能性

(a) 品目別の国内市場のポテンシャルとボトルネック（内需）

- (i) 国内市場の状況（市場取引の伸び、仕向け先、価格変動等）
- (ii) 国内生産品と輸入品の競争力（関税・非関税障壁を含む）
- (iii) ハラル市場のポテンシャルと体制
- (iv) 家畜衛生上の課題

(b) 品目別の海外市場のポテンシャルとボトルネック（外需）

- (i) 海外市場の状況（市場取引の伸び、仕向け先、価格変動等）
- (ii) 輸出ポテンシャルと課題（内需対応との品質要件の差の有無、品質

認証システム<sup>9</sup>にかかる展望など)

(iii) ハラル市場のポテンシャルと体制

(v)家畜衛生上の課題

(c) 小規模農家・貧困者層が担う畜産分野の重要性の導出（例：出稼ぎ送金が減少した場合にも畜産が代替の収入源となりえるなど）

(d) 想定できる生産性・雇用・所得向上への貢献シナリオ

➤ 畜産セクター向け金融の現状とニーズ

ア) 金融セクターおよび銀行セクターの概況と課題（旧ソ連圏の特殊性ふまえ）

(a) 金融セクター及び銀行セクターの現状と課題

(b) 金融政策の現状及び今後の方向性

イ) 畜産セクター向け金融の状況

政府系金融機関及び仲介金融機関候補となりうる民間商業銀行等を対象に以下の情報を確認し、各機関の能力や資金需要を評価する。

(a) 組織概要（組織体制、支店網ネットワーク、従業員数等）

(b) 財務構造、資金調達状況、経営状況

(c) 畜産セクター向け融資スキーム概要（金利構造、融資要件、担保・保証徴収基準、審査基準、手続きフロー・所要期間など）

(d) 畜産セクターの融資の返済率

(e) 借入人の返済モニタリング、技術的支援

(f) 金融機関としてのガバナンス（融資の意思決定プロセス、関係省庁の関与含む）

(g) 畜産セクター向け融資における実際の借入人の属性、融資使途、信用保証の利用状況、返済困難に陥る理由など

(h) 想定される今後の畜産セクター向け資金需要（金額）

(i) 他援助機関との連携状況

(j) 金融機関としての能力（審査能力、転貸資金管理能力など）の評価

(k) （特に畜産セクターへの）融資提供において直面している課題、考える対応策

➤ 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ、現行の施策と制度

畜産委員会からの聞き取りなどを基に情報収集及び分析を行う。

<sup>9</sup> Turkish Cooperation and Coordination Agency（TIKA）が国際認証取得全般にかかる支援を行っている。

ア) 政府の戦略、政府が認識する主要課題と施策の状況

- (a) 国家戦略（「ウズベキスタン 2030 戦略」、「新・国家開発戦略 2022-2026」、「畜産戦略 2021-2030」など）に基づく本事業の位置づけ
- (b) 畜産分野における課題（食料安全保障、産業振興、貧困削減、気候変動等の観点）とこれを解決するための施策（「企業活動開発支援国家基金」等、金融的な施策を含む）
- (c) 主要施策の実施状況
- (d) 予算の配分状況（及びドナーからの資金調達計画）

イ) 畜産振興に係る法制・規制

- (a) 食の安全・獣医衛生・トレーサビリティ
- (b) 許認可関係（飼料栽培（牧草地管理等）にかかるものを含む）
- (c) 屠畜
- (d) 商品加工
- (e) 販売
- (f) 輸出入
- (g) 育種
- (h) 世界銀行の畜産事業（フェーズ2）での法制強化への取り組み状況（国際獣疫事務局（OIE）が実施したギャップ分析（2018年）で指摘された課題への対応状況含む）

- 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
- 事業と関連する需給や関連する施設・設備の整備・維持管理の現状と今後の動向

②上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

(4) 自然条件調査、現地条件調査等

- 本業務では当該項目は適用しない。（調査の進捗をふまえ施設整備などがサブプロジェクトに含まれることになった場合には別途指示）
- 概略設計、事業実施計画、事業費の積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う。

(5) 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応を行う。

➤ 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準や選定手続きを作成し、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。主な調査項目は、以下のとおり。

ア) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との整合性

(c) 関係機関の役割

ウ) 実施機関の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認(サブプロジェクトにカテゴリ A が選定される可能性があるか明確化する)

エ) 実施機関の環境社会配慮能力（ESMS（Environmental and Social Management System））に係る調査実施、強化策の提案（実施機関の環境社会配慮手続き、実施体制、モニタリング体制、過去の事例や経験等を踏まえた ESMS チェックリスト案の作成）

【用地取得、非自発的住民移転を伴うサブプロジェクトが含まれる場合】

➤ 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、住民移転フレームワーク案の作成を行う。住民移転フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下(ア)～(セ) のとおり。

ア) 事業目的及び住民移転の必要性

イ) 住民移転計画を作成できない理由

ウ) 住民移転計画の作成、承認プロセス

エ) 住民移転の想定数(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)

オ) 補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、

合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する法的枠組みの乖離

- カ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- キ) 再取得価格に基づく損失資産の補償手続き
- ク) 移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ケ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- コ) 住民移転に責任を有する機関(相手国政府、金融仲介者、エンドユーザー等)の特定及びその責務
- サ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- シ) 費用と財源
- ス) 実施機関によるモニタリング体制(必須)、独立機関によるモニタリング体制(必要に応じて)
- セ) 住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略

(6) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

① 現状調査

畜産分野における女性の従事・活躍促進等のジェンダーに係る実施機関の方針を調査するとともに、畜産分野における女性従事者の割合の現状、ジェンダーに配慮した施策の有無・内容等を調査する。本調査では、その他の項目も含め、可能な限り項目ごとにジェンダー別に数値・課題・効果の把握に努めることとする。

② 上記①を踏まえた実施機関との会議

③ 事業内容への反映の検討

上記の調査実施後、実施機関との会議を行い、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取組みの事業内容への反映を検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

ア) GHG 総排出量に占める畜産セクターの GHG 排出量

イ) ジェンダー視点に立ったアウトプット(運用・効果)設定の必要性を検討する。

ウ) ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

(7) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本業務では当該項目は適用しない。

本事業による温室効果ガス排出削減が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和策）と位置づけられる可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。

本事業の実施により、相手国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（適応策）とも位置づけられる可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業を通じた適応効果（気候変動により発生する危害の回避・低減効果等）の推計を行う。

➤ 具体的には、本事業では気候変動対策にも寄与すべく、家畜 1 頭当たりの生産性の向上やグリーン技術の導入により GHG 削減を目指す。本調査では、畜産分野を含む同国の最新の気候変動対策についての情報を収集し、現状確認および課題分析を行う。そのうえで、本事業に取り組むべき気候変動緩和対策の検討し、本事業の融資対象を設定する際に提案を行う。また、GHG の削減量の算出方法についても検討を行い、本取組を実施した場合、実施しなかった場合の削減量の定量的比較を行う方法について検討を行う。

① 畜産分野による GHG 排出量の分析（気候変動緩和策の検討）

ア) GHG 総排出量に占める畜産セクターの GHG 排出量

イ) 家畜・バリューチェーンごとの GHG 排出量の内訳（牛、羊、鶏など）

② 気候変動による畜産セクターの気候リスク評価及び気候変動適応策の検討

ア) 気候変動による畜産セクターへのリスク調査（飼料生産およびどのような塩生植物が飼料として利用されているか、伝染病罹患率、生産量や生産性など）

イ) 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT:適応策）

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html)）を参考に、先方政府とともに、気候リスク評価（暴露、ハザード、脆弱性）し気候変動対策を検討。

③ 本事業に組み込むべき気候変動緩和策の検討

④ 本事業を通じた GHG 排出量削減に関する効果推計

ア) 農林水産省の GHG 排出量算定・報告マニュアル（畜産編）や、環境省の農業分野温室効果ガス排出・吸収量策定方法の詳細情報を参考に本事業による温室効果ガス削減効果の推計（本事業のサブローン想定が類型化された時点

で実施。実際の資金供与ポートフォリオが変更されても効果が把握できるような工夫をする、また、グリーン技術導入そのものでなくても、単位 GHG あたりの生産性向上による GHG 削減シナリオの計算も実施する。また、本事業による生産量の拡大に伴う陰湿効果ガス排出の増加も算定にあたって考慮する。)

(8) DX 化に係る検討・調査

生産、繁殖、加工・保管、流通など本事業の対象となりうる分野での DX コンポーネントについて、以下のとおり導入の検討、実証を行う。そのうえで、本事業の融資対象を設定する際に提案を行う。

例として、家畜群／牧草／飼育環境の可視化クラウドサービス、在庫管理や品質管理ツールの導入などが考えられる。

- 1) 畜産分野における ICT・デジタル技術の活用の現状の把握
- 2) 活用可能性のある ICT・デジタル技術の検討
- 3) 活用可能性のある ICT・デジタル技術の試行的実証
- 4) 具体的なコンポーネントの検討（コンサルティング・サービス/優遇的な融資条件等）

(9) 代替案の検討

本業務では当該項目は適用しない。

上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。

(10) 事業実施計画策定準備<sup>10</sup>

上述の調査結果をふまえ、事業実施計画策定に必要な以下の検討を行う。

➤ 仲介金融機関候補の選定基準の作成・選定

ア) 選定基準の作成

本事業において対象とすべきサブローンのエンドユーザーを明らかにし、先行する類似のツーステップローン事業（他援助機関実施分含む）における仲介金融機関の選定基準も参照の上、設定する。その際、ウズベキスタン側関係機関とも十分協議すること。また、エンドユーザーがアクセス可能かつツーステップローン事業を円滑に進める能力を有する仲介金融機関を選定できるよう、慎重に

<sup>10</sup> 他に必要と考えられる事項／視点がある場合には、プロポーザルで提案すること。

選定基準を策定すること。

- (a) 財務の健全性（自己資本充足率、資産の質、利益率、流動性）
- (b) ガバナンス（取締役会の構成、監査の独立性、審査委員会の独立性、資産・負債管理委員会の設置の有無、内部レーティングシステムの有無、利息決定システムの有無など）
- (c) 競争性・必要性等（当該分野の融資割合、他援助機関事業への参加経験、環境社会配慮能力の実効性（ESMS チェックリストを用いて確認する）、審査能力、当該分野への経営方針の明確性など）

イ) 仲介金融機関候補の募集

ウズベキスタン側関係機関と相談の上、仲介金融機関候補の募集方法を検討し、実施する。

ウ) 選定基準を用いた仲介金融機関候補の評価の実施

ウズベキスタン側関係機関と評価方法・体制を検討の上、ア)の選定基準に基づき、評価を行い、結果を取りまとめる。

➤ ツーステップローン事業の枠組み設定にかかる考え方の整理

ア) 他援助機関の既存／計画中事業との棲み分け、本事業の付加価値

イ) ウクライナ侵攻の影響などを踏まえた緊急性の高い融資対象

ウ) 飼料作物栽培、海外からの改良種の取り扱いなど

エ) その他、事業の枠組み（対象者、対象品目、対象地域、融資対象等）設定の背景にある考え方

➤ 技術支援内容の検討

本事業外で並行して実施すべきと考えられる技術支援や、無償資金協力の内容（ICT・デジタル技術の活用の可能性含む）について検討する。支援の実施のスケジュールやモニタリングの方法についても併せて検討すること。

ア) 本体事業における技術支援の必要性の確認

イ) 技術支援の内容の具体的な検討

- (a) プロジェクトマネジメント支援（Project Implementation Unit（PIU）向け）
- (b) 生産・畜産物加工・流通等支援（畜産農家・畜産関連企業向け）
- (c) 営農・経営支援（畜産農家・畜産関連企業向け）
- (d) 家畜衛生管理体制支援（畜産農家・畜産関連企業・政府機関・地方民間獣医向け）
- (e) 温室効果ガス抑制技術の推進支援（畜産農家・畜産関連企業・金融機関向け）
- (f) 資金アクセス改善の支援（畜産農家・畜産関連企業・金融機関向け）



- (g) SHEP的要素の導入<sup>11</sup>
- (h) ジェンダー平等に向けた取り組み支援
- ウ) 技術支援の実施計画の策定
  - (a) 支援の対象
  - (b) 支援スケジュール
  - (c) モニタリングの方法
  - (d) 想定されるインパクト
- 公共ラボ検査設備支援要否及び内容の検討
- ア) 目指す畜産品の検査品質基準レベル（国内流通／輸出基準など）

#### （11）事業実施計画の策定

上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画<sup>12</sup>を策定し、発注者の承諾を得る。

- ア) 資機材調達計画（機材を含める場合）
 

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する。施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含めること。
- イ) ツーステップローン事業の枠組み
  - (a) バリューチェーン上の対象セグメント
  - (b) 対象者（生産者、加工業者、輸送業者など）
  - (c) 対象畜産・畜産関連品目（牛、羊、山羊、鶏、卵、蜂など／飼料作物など）
  - (d) 対象地域（全国、特定地域限定など）
  - (e) 融資対象（融資対象とする投入、技術、資機材の範囲及び仕様）
  - (f) 仲介金融機関候補
  - (g) 資金需要から勘案した事業規模
  - (h) 事業費内訳（本体・コンサルタントサービス等）
  - (i) 供与条件
- ウ) 転貸の枠組み
  - (a) 供与条件・通貨
- エ) サブローンの枠組み
  - (a) 対象者の割合（農家規模ごとなど）
  - (b) 1件あたりの融資上限
  - (c) 融資期間
  - (d) 融資適格条件
  - (e) 供与条件・通貨

<sup>11</sup> Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion（SHEP）アプローチとは、JICA独自の小規模園芸農家支援のアプローチであり、野菜や果物を生産する農家に対し、「作って売る」から「売のために作る」への意識変革を起し、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すもの。同アプローチのウズベキスタンの畜産での導入の是非、実施体制、アウトプットなどを検討する。

<sup>12</sup> 他に必要と考えられる事項がある場合には、プロポーザルで提案すること。

オ) リボルビングファンドの仕組み

- (a) 融資概要
- (b) 供与条件・通貨

カ) Operational Guidelineのドラフト作成

- (a) サブローン、リボルビングファンドの各段階における実施手続きの整理
- (b) 実施体制・役割分担の整理

キ) 事業実施スケジュールの策定

実施計画、資機材調達計画、相手国政府・実施機関が行う手続き等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。バーチャート上には、実施にあたって重要な項目を整理して明記すること。

(12) 本邦技術の活用可能性の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

① 事業における技術的ニーズ

本事業に期待される技術的なニーズ（利用しやすさ、維持管理性など）を整理する。

② 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業・団体、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

③ 相手国が活用を希望する本邦技術

相手国が活用を希望する本邦技術について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業・団体、海外での活用実績、類似技術を整理する。

④ 本事業で適用されるべき本邦技術

上記検討及び相手国政府・実施機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術について、整理する。

(13) 事業費の積算

事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し、承諾を得る。

① 事業費項目

基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

ア) 本体事業費

イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ) 本体事業費に関する予備費

エ) 建中金利

オ) フロントエンドフィー

カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ) その他2（融資非適格項目※）

(a) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

## ② 事業費の算出

事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）。

## ③ 積算総括表の作成

上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

## ④ 事業費にかかるコスト縮減の検討

事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

## ⑤ 類似事業との事業費等の比較

事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）

## ⑥ 各年度の資金計画・ディスバース計画

上記試算に基づき、資金計画・ディスバース計画を算出する。

### (14) 調達計画の策定

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

（現時点では、本事業の内容として施設の更新や機材の供与等のコンポーネントを含めることは想定していないものの、調査の結果、その必要性が確認された場合に

は、コントラクターの事情や選定方針に関しても確認もしくは検討する。)

- 事業実施計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出し、承諾を得る。
- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- 下記②～④の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

① 相手国における当該類似事業の調達事情

・本事業で実施される類似工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情

・現地コントラクターの一般事情（施工実績、保有する建設機械等）

・現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

② 入札方法、契約条件の設定

・調達方式

・契約約款

・契約条件書等の設定の基本方針

・適用する標準入札書類等

③ コンサルタントの選定方法案

・International Consultants の採否

・ショートリストの策定方法

・コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

④ コントラクターの選定方針案

・PQ 条件の設定

・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方

・Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

(15) 事業実施体制の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

① 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。また、本事業実施の際の C/P 及び PIU 設置部署を確認する。加えて、政府内の畜産政策の立案過程を把握する。

② 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

③ 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する職員／技術者、知識／技術水準、研修、機材などを整理する。援助機関などの外部人員への依存度も確認する。また、普及事業の状況（Agriculture Knowledge Innovation System（AKIS）の最新の状況含む）も確認する。

④ 実施機関の汚職リスク

汚職発生リスクの分析と対策を検討する。

⑤ 実施機関の類似事業の実績・教訓

他援助機関の事業を含め、実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。その際に直面した課題についても確認する。

⑥ 実施機関以外に事業への関与が想定される組織

実施機関である畜産委員会を所掌する農業省の関与が想定されるが、獣医教育を一部担う高等教育・科学・イノベーション省、州レベルの組織やマハラなども含め、他に関係する機関を確認する。併せて、これら関係機関間の役割分担についても整理する。

⑦ PIUの業務内容及び体制

PIUが実施すべき業務、必要な人員（数、専門性、構成）を検討する（複数機関に跨る必要性の有無も含む）。PIU体制と併せてローカルコンサルタントの備上の必要性も確認する。

⑧ 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

（16）運営・維持管理体制の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

（現時点では、本事業の内容としてサブローンを通じない施設の更新や機材の供与等のコンポーネントを含めることは想定していないものの、調査の結果、その必要性が確認された場合には、以下の項目を確認する。）

① 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制等を整理する。

② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁

等の場合は) 予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。

③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域等を整理する。

⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

(17) 実施機関負担事項の整理

① 関連情報の提供

畜産委員会から入手が必要な情報を整理し入手可能時期を確認する。

② 実勢体制の整理

PIUに必要な人員、設置までのプロセスを具体化する。

(18) 免税措置の調査

本業務では当該項目は適用しない。

相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

(19) 事業実施段階における施工上の安全対策の検討<sup>13</sup>

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

➤ 本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を調査すると共に、JSSSの最新版を参照する。<sup>14</sup>

<sup>13</sup>概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

<sup>14</sup> JSSSは、仏語圏/西語圏、FIDIC契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。

- 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）について、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

#### (20) リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

#### (21) 本事業実施に当たっての留意事項の整理

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下対応する。
  - 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。

#### (22) コンサルティング・サービスの提案

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下対応する。
  - 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模<sup>15</sup>について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。
  - コンサルティング・サービスの内容は、プロジェクトマネジメント支援、営農・経営支援、生産・畜産物加工・流通等支援、家畜衛生管理体制支援、GHG抑制技術の促進支援、資金アクセス改善支援、等を想定している。発注者が提供する最新のTORサンプルを参照してコンサルティング・サービスのTOR（案）を作成する。

#### (23) 事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。
  - ① 定量的効果
    - (ア) 内部収益率（IRR）<sup>16</sup>

<sup>15</sup> 規模は「業務人月」とする。

<sup>16</sup> IRRの算出は、発注者から別途提供されるIRR算出マニュアルを参考とする

- 事業が将来的に利子収入を伴う場合、複数想定される融資類型ごとに財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。
- 本事業の資金計画等に基づき、FIRR に用いた類型を統合するかたちで仮説的に経済的内部収益率（EIRR）を算出する。
- IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアルを参考とすること。
- IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。
  - ・ 計算根拠（算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
  - ・ 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

#### (イ) 運用・効果指標

- 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の 2 年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。
- 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも食料安全保障、雇用創出、ジェンダーの観点などから、有益な指標があれば適宜提案する。
  - ・ サブローン融資件数（件）
  - ・ エンドユーザー売上増加率（%）
  - ・ 1 頭あたりの生産性の増加率（%）
  - ・ 温室効果ガス削減量（トン）
  - ・ サブローン平均不良債権比率（%）
- 気候変動対策にかかる指標は少なくとも一つ含めること。また、生産性については営農形態ごとの状況を加味した上で設定する。他国や他ドナーの値なども参照しつつ現実的な水準を設定すること。
- 温室効果ガスの削減量については、評価基準を検討する（気候変動対策に関しては類型を作成し評価メソッドを確立する）。

#### ② 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業への裨益効果についても検討する。

例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益等



(24) 本邦企業説明会の実施

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応をする。

- 本事業に関する事業概要の説明と企業の参画意向の調査を目的として、本邦企業説明会を開催する。

(25) プルーフエンジニアリング実施のための資料作成

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下にも留意する。

- 本業務の成果については、発注者が別途雇用するコンサルタント及び国内支援委員会による照査を行う（プルーフエンジニアリング：PE）ため、以下の時期において発注者が指示する内容を簡潔に整理し、その内容について承諾を得る。
- 各時期において主に整理する内容は、以下を予定。
  - ① 業務計画書案の提出時
    - ・ 業務の基本方針
    - ・ 事業費積算に当たっての留意事項（事業内容、施工サイトの特性等を踏まえた留意点）
  - ② 事業費積算の作業開始直前
    - ・ 事業費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法）
    - ・ 適用予定の本邦工法・技術
  - ③ 事業費積算（案）の提出直後
    - ・ 事業費積算（案）
    - ・ 工期 ※ 雨季・冬季・出水期における休工期間を考慮すること
    - ・ 主要工種の工法（仮設・架設を含む）
- 受注者は、この PE の結果を踏まえて各レポート等に必要な修正を行う。なお、PE には約 4 週間（業務計画書案の提出時においては約 3 週間）を要するため、PE 結果を踏まえた修正作業期間を考慮して説明資料提出時期を設定すること。

(26) JICA による審査への協力

審査前後に必要となる各種情報の収集・整理の側面支援を行う。

(27) 報告書等の作成・説明

- ① 上記の作業を踏まえて、「第5条 成果品」に記載の報告書等<sup>17</sup>を作成の上、発注者の承諾を得る。
- ② 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- ③ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

#### (28) 調査データの提出

業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

#### 第5条 成果品

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について照会する。調査・照会の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	契約締結後 1 カ月前 初回現地調査前	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
		ウズベク語	電子データ	

<sup>17</sup> 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

インテリム・レポート	(7月下旬)	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
		ウズベク語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート	(9月中旬)	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
		ウズベク語	電子データ	
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	3部
ファイナル・レポート (F/R) (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	3部
		英語	CD-ROM	3部
		ウズベク語	CD-ROM	3部
ファイナル・レポート (F/R) (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	5部
		英語	CD-ROM	5部
		ウズベク語	CD-ROM	5部
提案事業内容をまとめた PPT資料(スライド1枚 程度)	契約履行期限末日	日本語	電子データ	
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	別途指定	3部

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容 他

(2) インセプション・レポート

(3) 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容

(3) インテリム・レポート

- ① 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、最適案、概略設計結果、環境社会配慮、自然条件調査 等

(4) ドラフト・ファイナル・レポート

調査結果の全体成果<sup>18</sup>、要約

(5) デジタル画像集

<sup>18</sup> 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。

## 各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

### (6) ファイナル・レポート

調査結果の全体成果、要約

分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約も含める。

### (7) ファイナル・レポート（先行公開版<sup>19</sup>）

ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容

原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。

- コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- 民間企業の事業や財務に関わる情報

### (8) 調査データ

コスト積算や内部収益率（EIRR/FIRR）の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報<sup>20</sup>の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

## 第6条 再委託

本業務では再委託を想定していない<sup>21</sup>。

本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカル コンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	国内 F/S 関連情報 収集調査	整備施設、調達機材の積算等	1	定額計上

<sup>19</sup> JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

<sup>20</sup> 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

<sup>21</sup> ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

2	畜産農家・畜産関連企業等現状調査	畜産農家の概況（生産、加工・販売、経営、資金調達等の現状と課題）、畜産関連企業の概況（経営、販売・輸送、資金調達等の現状と課題）等	1	定額計上
---	------------------	---	---	------

#### 第7条 機材の調達

本業務では機材調達を想定していない。

本業務の遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 1. 基本情報

- (1) 国名：ウズベキスタン共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ウズベキスタン全土（約 3,440 万人）
- (3) 案件名：畜産バリューチェーン強化事業 (Livestock Value Chain Promotion Project)
- (4) 事業の要約：畜産に従事する農家等にツーステップローンを提供することで資金アクセスの改善を図るとともに、畜産農家・法人、獣医師、研究機関従事者に対する技術支援を実施することで営農改善及び畜産技術向上を図るもの。

## 2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における畜産分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

同国の畜産分野は GDP の約 13% を占める主要な産業であり、かつ小規模農家が家畜頭数及び畜産品出荷量の 9 割以上を担っている（世界銀行（以下 WB）、2022）。畜産は小規模農家の収入の 45～67% を占めるため（WB、2022）、雇用創出・貧困削減のために重要だが、資金アクセスが不十分であり、設備投資（飼育施設等）、栄養価の高い飼料へのアクセス、改良種の導入、新たな畜産技術の導入（畜産農家や畜産関連企業の生産及び加工技術）などが困難なため、ロシア等 CIS 諸国と比較すると家畜一頭あたりの生産性が低い。さらに、営農・経営及び高付加価値化による国内市場や輸出市場での販売促進（家畜衛生管理体制や加工流通体制の強化など）に課題を抱えているため、産業としてのポテンシャルを十分に発揮できていない。

当国人口増加に伴う堅調な畜産加工品の需要増に対し、国内生産量が追いつかないため、同国は畜産品の純輸入国であり、2035 年までに品目別自給率は食肉で 52%、酪農で 59% まで低下すると予測されている（WB、2022）。係る状況下、COVID-19 や露宇戦争による物流の混乱の経験などもあることから、周辺国の影響を受けずに畜産品の供給量を確保し、食料安全保障を高めることが喫緊の課題となっている。また、当国は「2030 年までに 2010 年比 GDP あたり 35% の温室効果ガス（以下 GHG）排出量の削減」を掲げる中で、畜産分野は同国の温室効果ガス（GHG）排出量の 13.1% を占めることから（WB、2022）一頭当たりの生産性の向上等によって畜産品の自給率の向上と GHG 排出量の抑制を実現することが求められている。GHG 排出対策として、グリーン技術の導入（省エネ技術、堆肥からの再生可能エネルギー生産、効率的水利用など）も必要となっている。

上記の課題に対応するには、畜産農家（大規模・小規模）や畜産関連企業（加工、飼料製造等）といった畜産分野全体の資金アクセス改善が不可欠である。しかし、畜産向けの金融商品が少ないことや厳格な担保要件の設定も影響し、同セクター向けの銀行融資は全体の 1%（2019 年）にとどまっている。

畜産バリューチェーン強化事業（以下「本事業」という。）は、同国畜産分野に従事する農家等（畜産分野関連法人含む）に対して本事業に参加する仲介金融機関（以下、「仲介金融機関」とする）を経由したツーステップローン提供により資金アクセスを改善することで、畜産物を中心とする食料増産及び生

産性の向上を図るものである。これは、「新・国家開発戦略 2022-2026」に掲げる畜産を含む農業生産の拡大と所得向上、雇用創出や貧困削減、並びに「畜産開発戦略 2021-2030」に掲げる食料安全保障の確保等に不可欠な優先度の高い事業として位置付けられている。本事業においては同国の獣医サービス行政ならびに畜産振興分野の中心機関である獣医学・畜産発展国家委員会（State Committee of Veterinary and Livestock Development）（以下、「畜産委員会」という。）を実施機関とし、仲介金融機関とともに畜産農家がアクセス可能なファイナンス支援を含めた活動を実施する。

(2) 畜産分野／中央アジア地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対ウズベキスタン共和国国別開発協力方針（2017 年）では「経済成長の促進と格差の是正に向けた支援の実施」を基本方針としている。JICA は対ウズベキスタン共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014 年 11 月）においても、「農村部における所得向上及び保健医療・教育の充実」を重点分野の一つとしており、本事業はこれら方針・分析に合致する。また、JICA 課題別事業戦略（グローバルアジェンダ）においては、5「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」のクラスター事業戦略「家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進に合致する。加えて、16「気候変動」の中の「GHG の排出削減・吸収増進【緩和策】」並びに「気候変動に強靱な社会づくり【適応策】」に該当する。

加えて、本事業は同国経済で大きな比重を占める畜産分野を支援することで、ウズベキスタンの経済及び社会の強靱化を推進し、以って FOIP における平和と安定の確保に資するもの。

(3) 他の援助機関の対応

WB は資金アクセス改善と官民の獣医・畜産サービス提供体制の構築のため 150 百万ドルの支援を実施中（2017～2022）、また後継案件として 300 百万ドルの支援を実施予定（2022～）。アジア開発銀行（ADB）も同様の目的のため、大規模畜産農家を対象とした 150 百万ドルの支援を実施中（2019～2024）。フランス開発庁（AFD）は主に気候変動対策に主眼を置いた畜産分野の振興に 112 百万ユーロの支援を実施中（2021 年～）。同事業ではタシケント州、シルダリア州、ジザフ州、サマルカンド州、カシュカダリヤ州、ブハラ州を重点地域としている。国際農業開発機関（IFAD）もカシュカダリヤ州およびジザフ州を対象に 25 百万ドルの支援を実施中（2017 - 2023）。

上記の案件が実施されているが、ウズベキスタンでの畜産分野における課題解決には引き続き資金ニーズが存在し、同国は年間 600 百万ドルの国際開発機関からの借款を目標としている。本事業は、他開発協力機関が実施中／済事業との棲み分け・連携を図りつつ、こうしたウズベキスタンの資金需要に応えるもの。コンサルティング・サービスについては、他協力機関との重複を避け効果的な連携ができるように協力準備調査にて確認する。特に JICA においては、以下 3.（1）④で述べるとおり、今後家畜衛生での協力を実施予定であり、これら事業と本事業を組み合わせることで、より効果的な生産性向上が期待できる。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、同国政府の開発政策・方針並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、畜産農家の資金及び畜産技術へのアクセスの改善を実施することで、

産業開発、雇用創出、貧困削減、食料安全保障、気候変動対策を推進するものであり、また SDGs ゴール 1（貧困削減）、2（飢餓）、8（包摂的かつ持続可能な経済成長）、13（気候変動）に貢献するため、本事業の実施を支援する必要性は高い。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業概要

##### ①事業の目的

本事業は、仲介金融機関を通じ、畜産分野の生産・加工・流通に従事する農家や法人に対するツーステップローンを提供し、また営農改善や畜産技術の向上を図ることにより、畜産バリューチェーンの強化を図り、もって雇用創出・貧困削減・食料安全保障・気候変動対策に寄与するもの。

##### ②事業内容

ア) ツーステップローン：改良種の導入、設備投資（飼育施設・農機・加工設備・倉庫・輸送運搬機材など）

イ) コンサルティング・サービス（ショート・リスト方式）

業務内容（案）：

- (a) プロジェクトマネジメント支援（Project Implementation Unit（PIU）向け）
- (b) 生産・畜産物加工・流通等支援（畜産農家・畜産関連企業向け）
- (c) 営農・経営支援（畜産農家・畜産関連企業向け）
- (d) 家畜衛生管理体制支援（畜産農家・畜産関連企業・政府機関向け）
- (e) 温室効果ガス抑制技術の推進支援（畜産農家・畜産関連企業・金融機関向け）
- (f) 資金アクセス改善の支援（畜産農家・畜産関連企業・金融機関向け）

##### ③本事業の受益者（ターゲットグループ）

畜産農家及び畜産関連企業、金融機関、獣医畜産委員会、獣医用研究機関等

##### ④他の JICA 事業との関係

獣医師教育ならびに衛生管理に関し、行政官・獣医師向けの国別研修「人獣共通感染症および家畜感染症の対策に資する獣医サービスの強化」を 2024 年 1 月に実施予定。コンサルティング・サービスで実施する地方の民間獣医および畜産農家向けの技術協力と関連し、ウズベキスタン畜産分野で課題となっている獣医および獣医学ラボの能力強化を図り、畜産獣医・衛生分野改善を通じた生産能力強化を図る。

#### (2) 事業実施体制

- ① 借入人：ウズベキスタン共和国政府（The Government of the Republic of Uzbekistan）
- ② 保証人：なし
- ③ 事業実施機関／実施体制：畜産委員会。同委員会が財務省とともに仲介金融機関を選定し、JICA 資金を転貸する。仲介金融機関は転貸資金を下にエンドユーザーに融資を実施する。畜産委員会は転貸資金の適正な利用を管理する。（調



査にて確認)

- ④ 他機関との連携・役割分担：実施中/済の事業での成果、課題を整理し、コンサルティングサービス含めて本事業スコープを最適化する。（詳細は調査にて確認）
- ⑤ 運営／維持管理体制：畜産委員会や仲介金融機関は WB や ADB などの国際金融機関とのプロジェクトを実施しており、一部案件は既に事業完了済み。このことから、体制面及び技術面での運営・管理能力には特段問題ないものと考えられる。

以 上

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：畜産、農業金融もしくは中小企業金融にかかる類似調査業務

(中央アジアをはじめとする旧ソ連諸国における業務経験があれば望ましい)

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

## 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

### 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：ウズベキスタン及び全世界
- ② 語学能力：英語（ロシア語ができればなお可）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。英語は必須とし、ロシア語ができる人材（外国人材も可）の参加を高く評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2024年5月上旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1) インセプション・レポート：2024年5月上旬
- 2) インテリム・レポート：2024年7月下旬
- 3) ドラフト・ファイナル・レポート：2024年9月中旬
- 4) ファイナル・レポート：契約履行期限末日

### (2) 業務量目途

- 1) 業務量の目途  
約18.45人月

- 2) 渡航回数  
目途 全19回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 国内F/S調査
- 農家・畜産関連企業調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「開発途上国における獣医学教育に係る情報収集・確認調査（大学教育／卒後教育）」業務完了報告書
- 金融仲介者等の ESMS チェックリスト

2) 公開資料

- 園芸作物バリューチェーン強化事業 事業事前評価表  
( [https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019\\_UZB-P17\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_UZB-P17_1_s.pdf) )
- 園芸作物バリューチェーン強化事業準備調査ファイナルレポート（和文）  
( <https://libopac.jica.go.jp/images/report/12352191.pdf> )
- 「ウズベキスタン投資ガイドブックの作成及び投資促進活動の能力強化に係る情報収集・確認調査」 報告書  
( <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000047737.pdf> )
- The World Bank : Uzbekistan - Livestock Sector Development Project complete report  
( <https://documents1.worldbank.org/curated/en/128331504722189404/pdf/Project-Appraisal-Document-PAD-P153613-2017-06-02-10-39-06062017.pdf> )
- ADB : Report and Recommendation of the President to the Board of Directors  
( <https://www.adb.org/sites/default/files/project-documents/52110/52110-001-rrp-en.pdf> )

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無
2	通訳の配置（英語⇔ロシア語/ウズベク語）	有（*名） / <input type="checkbox"/> 無
3	執務スペース	有 / <input type="checkbox"/> 無
4	家具（机・椅子・棚等）	有 / <input type="checkbox"/> 無
5	事務機器（コピー機等）	有 / <input type="checkbox"/> 無
6	Wi-Fi	有 / <input type="checkbox"/> 無

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月版)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

#### 【上限額】

## 79,335,000円（税抜）

なお、定額計上分 20,400,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

### （3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

### （4）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	国内 F/S 関連情報 収集調査	第 2 章 6 条	15,000,000 円	整備施設、調達機材の 積算等	現地再委託費
2	畜産農家・畜産関 連企業等現状調査	第 2 章 6 条	4,000,000 円	畜産農家の概況（生 産、加工・販売、経営、 資金調達等の現状と	現地再委託

				課題)、畜産関連企業の概況(経営、販売・輸送、資金調達等の現状と課題)等	
3	資料等翻訳費		1,400,000円		一般業務費(資料等翻訳費)

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

**(千円未満切捨て不要)**

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙: プロポーザル評価配点表

別添: プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(15)</b>	
(1) 類似業務の経験	(10)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(5)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	4	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(30)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	20	
(2) 作業計画等	10	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(55)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(55)	(20)
ア) 類似業務等の経験	25	10
イ) 業務主任者等としての経験	13	4
ウ) 語学力	13	4
エ) その他学位、資格等	4	2
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(20)
ア) 類似業務の経験	-	10
イ) 業務主任者等としての経験	-	4
ウ) 語学力	-	4
エ) その他学位、資格等	-	2
3) 業務管理体制	(-)	(15)



## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - ① Microsoft-Teamsを使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。(Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから)認めません。)指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上